

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度日中韓フォーサイト事業国際ワークショップ開催等運営補助業務
- 2 業務契約期間 契約締結日から令和6年10月31日
- 3 業務実施場所 事前打合せ 国立研究開発法人国立環境研究所及び請負者において行うものとする。
 待遇業務 羽田空港及びHotel Brush Up、御殿場高原ホテル内会議室
 その他業務 請負者において行うものとする。

4 目 的

本件業務は、令和6年8月26日（月）から8月29日（木）の3泊4日間の予定で開催される「令和6年度日中韓フォーサイト事業国際ワークショップ（英語名：A3 Foresight Program 2024 International Workshop）」（国立研究開発法人国立環境研究所主催。陸域生態系の温室効果ガスの研究に係る有識者および若手研究者3カ国40人を招聘（以下「招聘者」という。）に係る会議開催および現地共同調査・観測施設視察等の運営補助を行うことを目的とするものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 全般的事項

① 招聘者の訪日日程は別表のとおり

（日本から15名（内、NIES職員5名）、中国から10名前後、韓国から10名前後を予定）

② 招聘者の宿泊先は、以下のとおり

宿泊先名	Hotel Brush Up
住 所	静岡県御殿場市神山719 ※予約が困難な場合は、他の宿泊施設でも可（ただし、富士吉田市、富士河口湖町、御殿場市内とする）。 なお、朝・夕食代については、上記宿泊施設の朝・夕食代相当とする。
宿泊日数（部屋数）	8月26日（月）～8月29日（木） 3泊4日（朝・夕食付とする。ただし、8月27日（火）の夕食については別途飲食店において手配すること（後記「食事等に関する事項」参照）） 最大 40部屋（シングル）

③ 会議の会場は、以下の通り

会場名	御殿場高原ホテル内会議室
住 所	静岡県御殿場市神山719 ※予約が困難な場合は、他の研修/会議施設あるいは宿泊施設に併設された会議室等でも可（ただし、富士吉田市、富士河口湖町、御殿場市内とする）。

④ 現地共同調査・観測施設視察の場所は、以下の通り

会場名	国立環境研究所 富士北麓フラックス観測サイト
住 所	山梨県富士吉田市上吉田字河原

⑤ 現地観測地域の地理・地質情報等の視察場所は、以下の通り

会場名	山梨県立富士山世界遺産センター
住 所	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1

(2) 請負者は、以下に掲げる業務を行う。

① 招聘者に係る以下の業務

ア 空港、宿泊先等における接遇

- (ア) 備上バスを利用し御殿場市（宿泊先：(1)②の宿泊先）までの間の送迎を行う。
- (イ) 宿泊先の部屋の割当を行う他、訪日日程に合わせて、客室予約、変更の連絡・調整を NIES 担当者及びホテル側と行う。旅費（宿泊先の支払い関係を含む）の支払い手続きを行う。
- (ウ) 宿泊先から会議会場までの間の送迎（バスチャーター）の手配を行う。
- (エ) 宿泊先から現地共同調査・観測施設視察までの送迎（バスチャーター）の手配を行う。

イ 旅費（宿泊先の支払い関係を含む）の支払い手続き

上記アに係る航空運賃、宿泊費及びバス代等は、以下により請負者において負担するものとする。

(ア) 交通費に係る処理

別紙 1 によって積算の上、支払い手続きを行うこと。（なお、航空賃については、日中韓フォーサイト事業の規定に基づき、国外からの参加者は会場の最寄りの空港までは中国および韓国側の拠点機関が負担するため、日本側からの負担は発生しない。送迎について、国外からの招聘者は、空港から宿泊先、宿泊先と会議会場、宿泊先と現地共同調査・観測施設視察会場、宿泊先および会議・視察会場から夕食会場まで、国内からの招聘者は、宿泊先と会議会場、宿泊先と現地共同調査・観測施設視察会場、宿泊先および会議・視察会場から夕食会場までとし、送迎は請負者が手配したバスによるバスチャーターとする。）

有料道路料金については、以下の経路を想定し、ETC を利用した概算料金を積算する。尚、高速道路利用の際の経路は、当日の道路状況により柔軟に対応することとする。

8/26 往路：首都高・羽田 IC→（東名高速）→御殿場 IC→以降一般道路（2 台分）

8/28 往復：駒門スマート IC→（東名）→（新東名）→（富士五湖道路）→富士吉田忍野スマート IC（2 台分）

8/29 復路：御殿場 IC→（東名高速）→首都高・羽田 IC（2 台分）

(イ) 宿泊費に係る処理

一括で支払い手続きを行い、明細と領収書を受領すること。

②会議会場、施設視察、食事等に係る以下の業務

ア 会場設営等の運営補助に係る業務 会場設営に係る時間帯は以下のとおり。

なお、会場施設側で設営/撤収が可能な場合は、施設側と調整すること。

8月26日（月） 14：00～16：00（設営）（施設側の都合による）

8月27日（火） 8：30～18：00（会議）

18：00～19：00（撤収）

イ 会議の要件

(ア) 座席配置

スクール形式とし、議長席を正面右側に配置する。なお、レイアウト及び配席図は NIES 担当者の指示に従うものとする。

(イ) 会場表示板

会議会場玄関および会議室入り口に各 1 枚（大きさ 縦 120cm×横 40cm）

会場表示板は NIES 担当者が作成する。

(ウ) バナー掲示

会議会場となる会議室に 1 枚（大きさ 縦 60cm×横 300cm）

バナーは NIES 担当者が作成する。

(エ) 卓上ネームプレートの作成・配置 40 枚

NIES 担当者が作成する招聘者及びその他の会議参加者の氏名（英文）を記した卓上ネームプレートを印刷し、設置する。サイズの目安は A 5 用紙を二つ折り程度とし、2 面印刷とする。

(オ) 飲食物の提供

ミネラルウォーター及びコーヒー等の提供について、提供する時間帯を含め会場側と調整しておくこと。

(カ) 音響・映像関連機器

プロジェクター・スクリーンについては会場側と調整しておくこと。パソコンおよびスピーカーフォンシステムについては NIES が保有するセキュリティ対策をおこなったものを使用すること。

ウ 地理・地質情報等の施設視察の要件

視察に必要な団体利用の予約を行うこと。

エ 食事等に関する事項

- (ア) 朝食についてはホテル側と協議しチケット方式による提供を行う。
- (イ) 昼食については、8月26日(月)は弁当を、8月27日(火)は弁当またはケータリングサービスを手配し、8月28日(水)については富士吉田市内の飲食店を手配する。8月29日(木)は弁当を手配する。なお、手配(メニュー等決定)にあたってはNIES担当者と協議すること。
- (ウ) 夕食については、8月26日(月)および8月28日(水)については宿泊先ホテル施設内飲食店を手配する。8月27日(火)の夕食については御殿場市内、宿泊先ホテル施設内飲食店あるいは近郊の飲食店においてレセプションとして開催予定のためこれを手配する。なお、手配(メニュー等決定)にあたってはNIES担当者と協議すること。
- (エ) 昼食及び夕食代(8月27日(火))の上限額は下表のとおりとする。(税込)

種別	上限額	人数	回数
昼食(8/26)	2000円※1	30名	1回
昼食	2000円※1	40名	3回
夕食(8/27)	5000円※2	40名	1回

※1 飲み物は別途手配すること(ペットボトルのお茶500mlとする。)

※2 飲み物及びサービス料を含んだ価格とする。

オ 施設視察、会場借料等賃借料及び食事代等全般に係る支払い手続き

上記ア～エに係る借料及び食事代等は、請負者において負担の上、支払い手続きを行うものとする。

カ 本件業務手配に係る取扱い手数料は、計上可とする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 一部(書面および電子ファイルによる提出)

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

- (5)業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

- (1)請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2)見積書提出に当たっては、上記内容により積算すること。ただし、参加者数の減少等により、業務実績額が契約金額に満たない場合は、変更契約を行う必要があるので、NIES 担当者に至急連絡すること。

国名 Cuntry	出発地 Deapure	性 sex	招聘期間及び宿泊日(※1)			
			8/26	8/27	8/28	8/29
China	Beijing	F	in	○	○	out
China	Beijing	M	in	○	○	out
China	Beijing	F	in	○	○	out
China	Beijing	F	in	○	○	out
China	Beijing	F	in	○	○	out
China	Shanghai	F	in	○	○	out
China	Shanghai	F	in	○	○	out
China	Shanghai	M	in	○	○	out
China	Shanghai	M	in	○	○	out
China	Shanghai	M	in	○	○	out
China	Beijing	M	in	○	○	out
China	Beijing	F	in	○	○	out
China	Beijing	F	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	F	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	M	in	○	○	out
Korea	Seoul	F	in	○	○	○
Korea	Seoul	M	in	○	○	○
Korea	Seoul	F	in	○	○	○

※現段階の見込みであり、変更等生じた場合はNIES担当者より随時最新のものを提供する。

国名	出発地	性	招聘期間及び宿泊日(※1)			
Japan	Tsukuba	M	in	○	○	out
Japan	Tsukuba	M	in	○	○	out
Japan	Tsukuba	M	in	○	○	out
Japan	Tsukuba	M	in	○	○	out
Japan	Tsukuba	M	in	○	○	out
Japan	Tsukuba	F	in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out
Japan			in	○	○	out

※現段階の見込みであり、変更等生じた場合はNIES担当者より随時最新のものを提供する。

Workshop Agenda (draft)

(会合概要 (案))

Date	Time	Event	和訳
August 26, 2024 Monday	14:00-	Arrival at Airport and move to Fuji area	中国・韓国から 空港到着/移動
	17:00-	Registration and Meeting (tentative)	受付/ 関係者打合せ (仮)
August 27, 2024 Tuesday	9:00-9:20	Opening ceremony & welcome address from Japan, China, Korea	終日研究発表および 研究交流に関する 打合わせ
	9:20-10:20	Keynote Speech (3 presentations, 20 min each from Japan, China, Korea)	
	10:20-10:50	Group Photo and Tea Break	
	10:50-12:05	Session 1 (5 presentations, 15min each)	
	12:05-14:00	Lunch Break	
	14:00-15:30	Session 2 (6 presentations, 15min each)	
	15:30-15:40	Tea Break	
	15:40-17:10	Session 3 (6 presentations, 15min each)	
	17:10-18:00	Discussion of A3 Program Research Collaboration	
	18:30-	Reception	会食会
August 28, 2024 Wednesday	8:30-18:00	Field trip AM: NIES Fuji-hokuroku Flux Observation site PM: Mt. Fuji World Heritage Center (tentative)	観測拠点等現地視察： (NIES 富士北麓観測サ イト等)
August 29, 2024 Thursday	Early morning	Leave	帰国、見送り

仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度避難指示解除地域周辺の地域資本のストックとフローに関する調査業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 1 月 2 4 日

3 業務実施場所 請負者及び調査対象地域において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、福島県浜通りの避難指示解除区域における地域資源・システムの創生に関する研究を進めている。福島県大熊町において、ゼロカーボン推進による復興まちづくりを支援しており、地域資源・システムの創生に資する地域の特性を定性的・定量的に把握する必要がある。本業務では、地域資本フレームワークを用いて、福島県大熊町の地域資本のストックとフローの状態を調査・分析し、結果を記述するとともに、その概要を一般向けリーフレットの素材を提供することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 文献調査に基づくレポート及び年表の作成

地域資本フレームワークに関する学術論文を十分に理解し、自然、製造、経済、人的、社会的関係、文化、政治、デジタル資本の要素を整理したうえで、福島県大熊町及び一部周辺自治体に関連する文献・NIES 提供資料をもとに各資本との関連を整理する。各資本を 4 頁程度でまとめる。また、福島県大熊町における現在の復興状況に至る歴史的経緯及び今後の計画を整理し、B5 見開き 1 頁で可視化する。

(2) 現地調査

(1) の結果をもとに NIES 担当者と協議し、現地調査（1 回、1 泊 2 日、3 か所程度）を実施する。その結果を受け、(1) を修正するとともに、重要か所を抽出する。

(3) 概要の抽出

(1)、(2) の結果を受け、各資本を B5 見開き 1 頁で可視化する。これらは、一般向けリーフレットの素材として活用する。なお、請負者は、必要に応じてイラスト等を NIES に提案することができるが、イラスト等の作成は本業務では実施しないものとする。ただし、1 回程度、NIES 担当者及び一般向けリーフレットのデザイン業者と打ち合わせを行う。

(4) とりまとめ

(1) ～ (3) の業務を取りまとめ、報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 2 部

(2) 報告書作成に用いたデータ 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

9 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

11 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

12 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

13 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ 一式」について規定する。

2. 数 量 一式

構成内訳

衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ	ENVI Concurrent License バージョンアップ
11 ライセンス	
ENVI Atmospheric Correction Module バージョンアップ	1 ライセンス
ENVI Fx バージョンアップ	1 ライセンス

3. 研究内容・購入目的

NIES では、「衛星観測に関する事業」及びその関連作業等*を実施している。本調達は、前述の作業で使用する衛星データ解析ソフトウェアの更新を行い、業務効率化を図る目的として、「令和6年度衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ 一式」を購入するものである。

*: HDF5 フォーマットの GOSAT シリーズプロダクトの読み込み、特定データセットの抽出と可視化（明度や彩度の調整を含む）、複数データセットのモザイク処理、地図座標系への変換作業、凡例やスケールなどの付与作業、一般的な画像フォーマットへの出力作業など。

4. 仕 様

「令和6年度衛星データ解析ソフトウェアバージョンアップ 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

(1)対象ソフトウェア

NV5 Geospatial 株式会社製 ENVI

(2)数量

ENVI Concurrent Licenseバージョンアップ	11 ライセンス
ENVI Atmospheric Correction Module バージョンアップ	1 ライセンス
ENVI Fx バージョンアップ	1 ライセンス

(3) Upgrade ライセンスの提供とすること（ソフトウェアはダウンロードによる提供とする）。技術サポートを付帯すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和6年8月30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度 ECD 検出器付ガスクロマトグラフの修理・交換・移設業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 12 月 20 日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES では多様な水系からの温室効果ガスのモニタリングを実施している。今回は、温室効果ガスのひとつである亜酸化二窒素 (N_2O) ガスの定量分析装置である ECD 検出器付ガスクロマトグラフが故障したため修理・交換し、新たな設置場所への移転業務を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

請負者は新たな設置場所への移設後、大気汚染質実験棟 6 階 601 実験室において下記修理・交換作業を行う。なお修理・交換・移設の日程は別途 NIES 担当者と調整する。

- (1) NIES 本所内の本館 I 棟 3 階 319 実験室に設置している ECD 検出器付ガスクロマトグラフの新たな設置場所（大気汚染質実験棟 6 階 601 実験室）への移設業務を行う。
- (2) ECD 検出器付ガスクロマトグラフの修理・交換を行う。修理交換部位は主として ECD 検出器周辺と水分と酸素の除去システムである。また、新しい設置場所のガス供給システムに適合させるための配管継手関連の交換も行う。
- (3) NIES 担当者が別途用意するパソコンへ、高信頼性所内 Lan との整合性の高い GC 制御ソフトウェアをインストール・更新する作業を行う。

6 業務開始時からの履行能力の担保

本業務は、ガスクロマトグラフの修理・交換・移設業務であり本仕様書 5 に記載した業務を円滑に履行することが要求される。そのため、以下のとおりとする。

- (1) 本契約の履行にあたっては、米国アジレント・テクノロジー社のガスクロマトグラフの機能や操作に習熟しており、前処理としての各種ガスの除去システムやガス配管を含む全体の制御系について十分な知識があり、ECD 検出器と水分と酸素の除去システムの交換作業、及び、据え付け調整、最終的な ECD 検出器付ガスクロマトグラフ (Agilent 6890GC) の動作確認ができること。
- (2) Agilent 社の GC 制御ソフトウェアのインストール・更新作業に十分な知識を有していること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

業務結果報告書 一部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和 6 年度閉鎖性海域における水環境の気候変動影響監視・適応支援システムの開発・現場実証試験業務

2. 業務契約期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3. 業務実施場所 請負者及び石川県七尾湾西湾において実施する。

4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、閉鎖性海域における水環境を対象とした気候変動の影響評価・予測と適応策に関する研究を進めている。閉鎖性海域では、持続的な水質の保全と生物多様性・生物生産性の確保に向けて、海域の実情を踏まえたきめ細やかな水質管理が求められている。気候変動の影響も踏まえ、地域・海域、季節、水域利用状況に応じたきめ細やかな水質管理を行うためには、時空間的に高密度水質観測とそれに基づく水環境の予測、及び異常高温・低温、河川出水による低塩分・高濁度ブルーム、生活排水処理施設からの処理水の水質、赤潮・貧酸素水塊等の異常水質の高頻度なりアルタイム監視と現場対応が可能な体制を構築する必要がある。また激甚化する台風や大雨、大地震による津波等の短期的災害インシデント発生時に対応した環境計測手法の確立も急務である。災害時・平常時の両方にとって、水質監視には自動化・無人化された計測システムを活用するのが望ましいが、そのような計測技術は利用歴史が浅く、閉鎖性海域に本格導入するには試験的な運用が不可欠である。

以上の背景のもと、「令和 2 年度閉鎖性海域における水環境の気候変動影響監視・適応支援システムの開発・現場実証試験業務」では、水上ドローン等を利用した既存の移動型自動水質観測装置の有用性等に関する技術的検討を行うとともに、石川県七尾湾を対象とした現場実証試験が進められた。その結果、無人水上ドローンによる高密度の自動 3 次元水質計測が達成されたが、七尾湾においては、令和 6 年 1 月 1 日発生した能登半島地震により市街地や交通・漁港インフラだけでなく、海底地形の変形、土地利用変化による陸域汚濁負荷と、それらによる海洋環境への甚大な影響が出たものと推察される。前述した成果と当該地域での課題を踏まえて、本業務では、気候変動影響監視・適応支援システムを石川県七尾湾に援用して、七尾湾における養殖漁場等の水域利用性が高い沿岸海域における高時空間分解能の水質観測や測深調査を通じて、能登半島地震被災後の海底地形と藻場を含む海洋環境の変化を把握するとともに、震災による海洋影響評価を実施する。得られたデータ・情報を基に能登半島災害を一例として、気候変動影響評価にとって災害影響がどの程度影響するのかを評価するとともに、甚大災害影響を踏まえた気候変動影響監視・適応支援システムの社会実装に向けた技術的課題の抽出と解決策の検討等を行うことを目的とする。

5. 業 務 内 容

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 甚大災害影響を踏まえた気候変動影響監視・適応支援システムに関する技術的検討

閉鎖性海域において、災害影響を考慮した水環境への気候変動影響の検出や水質管理等の気候変動適応策の実施支援に向けた水質観測のあり方・ニーズについて情報収集を行うこと。また、水上ドローン等の既存自動水質観測装置の有用性や改良の方向性・技術的課題等について、これまでの調査実績や後述(2)の現場実証試験を踏まえて、整理・検討を行うこと。

(2) 石川県七尾湾西湾における海底地形及び海洋環境調査

(ア) 観測対象海域

七尾湾西湾熊木川河口域及び養殖場周辺域を含む海域(合計 1km² 以上の海面面積)を観測対象海域とする。

(イ) 観測期間・頻度・測点

令和 6 年 9 月から翌年 2 月までの期間において、観測対象海域において延べ 18 日以上の実施すること。1 日当たりの観測では、観測対象海域を面的に網羅した 40 地点以上の測点(測点間距離 100m 以内)において次項(ウ)及び(エ)で定めた観測を行うこと。また事前の測深により各測点の水深を調査すること。具体的な観測日・測点については NIES 担当者と協議の上で決定する

こと。

(ウ) 観測項目

複胴型ロボット船等の自動プラットフォームに搭載した自動測深装置を使用した海底地形の水深計測調査を実施するとともに、水温、塩分（電気伝導度）、溶存酸素濃度、クロロフィル a 濃度（蛍光強度）、有色溶存有機物、水中光量子を必須項目とし、海面から海底直上 50cm までの鉛直分布を 0.1m 以下の間隔で観測すること。圧力センサー等による深度、深度ごとの観測時刻、GPS による位置情報を同時に計測すること。また、観測期間内において潮位観測と気象観測（気温・空中光量子・風速等）を対象海域周辺における任意の測点において実施し、それらの時系列データを収集すること。

(エ) 観測方法

対象海域では養殖施設のような複雑に配置された海上構造物をうまく避けながら、測点間隔 100m 程度での高密度観測を実施する必要があるため、胴体が 3 つ以上の船体が安定しており、かつ移動する上で小回りの利く複胴型ロボット船等を活用した自動観測装置を使用すること。計測センサーは、0.5m/秒以上の降下速度で鉛直測定が可能なものを使用し、測定誤差は水温 $\pm 0.01^{\circ}\text{C}$ 、塩分 ± 0.1 、溶存酸素 $\pm 0.4\text{mg/L}$ 、クロロフィル a $\pm 1\%$ フルスケール（ただし、フルスケールは 200ppb 以下とする）、有色溶存有機物 $\pm 0.5\text{ppb}$ 以上の性能を有すること。自動観測装置の使用が困難なとき（例えば機材不良や長期間の荒天等）は、NIES 担当者と協議の上、船舶等を用いた直接観測等で代替するものとする。調査に必要な機器類については請負者が用意すること。

(オ) 観測データの取り纏め

測点配置や移動経路、測点ごとの観測日時、GPS 位置情報、深度ごとにおける観測データ及び気象・潮位観測の時系列データを図表に取り纏めること。計測された環境データの妥当性を確認するため、石川県等の地方自治体や気象庁等の省庁による公開データまたは NIES 担当者からの提供データを利用して、水平分布図の比較や散布図などにより、計測データの信頼性を検証すること。検証方法及びそれに用いたデータ等を報告書に記載すること。

(カ) 許可申請等

本業務の実施に必要な許可申請等の諸手続きに関しては請負者が行うものとし、それに要する費用は請負者の負担とすること。また、観測対象海域では、時季により各種養殖生産を目的とした養殖棚等が各所に設置されているため、請負者はそれに関する情報を収集するとともに、必要に応じて所有者や関係機関等に立ち入りの承諾を得ること。養殖棚の密集や水中の構造物・障害物等により、観測が不可能な海域がある場合には、GPS 等によりその位置情報を報告書に記載すること。

(キ) 現地状況の写真撮影

現場周辺環境並びに作業の様子がわかる写真を撮影し、報告書に取り纏めること。

(ク) その他

不測の事態により、長期的に観測の実施が不可能となった場合には、代替の実施期間・場所等について NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務結果報告書 | 3 部 |
| (2) 観測結果・データ集 | 3 部 |
| (3) 上記 (1) (2) 及び観測データ等を収録した電子媒体 (DVD-R) | 3 枚 |

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度高速液体クロマトグラフ質量分析計（島津製作所社製 LC-MS/MS）保守業務

2 業務契約期間 令和 6 年 8 月 21 日～令和 7 年 8 月 20 日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES では、環境中の微量な汚染化学物質の動態や、水生生物への有害影響評価に関する研究業務を行っている。その中で、高速液体クロマトグラフ質量分析計は、それを用いて行う研究業務の性質上高い水準かつ安定した性能を維持し、万が一故障してしまったとしても迅速に復旧することが求められる。そのためには、分析精度維持のための定期点検と、回数無制限の修理対応を内容に含む保守契約への加入が必要である。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES の担当者と十分な打合せを行い、NIES 備品である高速液体クロマトグラフ質量分析計の精度維持管理及び安定稼働のため、保守契約に含まれるサービスを提供すること。

(1) 対象となる機器の概要

装置名：高速液体クロマトグラフ質量分析計 (LC-MS/MS, 島津製作所社製)

型番：LCMS-8060NX システム 1 式

[内訳]

・ LC 部：LC-40B XR、DGU-405、SIL-40C XR、CTO-40C、SPD-M40、SCL-40 すべて 1 式

・ MS 部：LCMS-8060NX 1 式

※付帯設備やオプション類など、上記に記載の無い機器は本業務の対象に含めない。

(2) 保守の内容

保守期間は、令和 6 年 8 月 21 日～令和 7 年 8 月 20 日とする。

(2-1) 定期点検

- ・ 保守期間中に 1 回の整備付きの定期点検を実施すること。
- ・ 点検内容は、島津製作所の規定の手順に沿って行い、その結果を点検報告書として 1 部提出すること。
- ・ 整備に使用する部品について、別紙部品リストに記載のある部品が必要と判断され、それを使用する場合には、その費用を本業務の請負金額に含めること。

(2-2) 修理対応

- ・ 保守期間中に故障が発生した場合には、エンジニアを派遣し修理を行うこと。その回数は無制限とすること。
- ・ 修理時に交換する部品は、その費用を本業務の請負金額に含めず、別途請求とすること。

(2-3) 旅費・交通費

- ・ エンジニアが定期点検及び修理のために訪問する際に発生する旅費・交通費は本業務の請負金額に含めること。

(2-4) 付帯 PC の修理対応

- ・ 付帯 PC のメーカー(富士通)への連絡業務をはじめ、修理後に装置へ再接続し復旧するまで対応すること。ただし、ハードディスク内のデータが消去されてしまった場合、それらの復旧は含まれない（請負者の過失による場合を除く）。

6 成果物の提出

請負者は業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12

年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

定期点検実施後及び訪問修理実施後には、NIES 担当者立ち会いによる検査に合格しなければならない。また、本業務終了後、NIES 担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別紙 部品リスト

件名：高速液体クロマトグラフ質量分析計（島津製作所社製 LC-MS/MS）保守業務の業務内容に含まれる定期点検において、以下の部品を使用する場合には、その費用を契約金額に含めること。

No.	対象機器	部品名	部品番号	数量
1	LC 部	プランジャーホルダ ASSY UHP	228-52069-44	4
2	LC 部	プランジャシール UHP	228-52711-93	4
3	LC 部	ライトパネル用防塵フィルター (フィルターのみ)	228-53924-06	2
4	LC 部	活性炭	228-72570-01	1
5	LC 部	防塵フィルター	228-50569-02	1
6	LC 部	D2 ランプ	228-55674-04	1
7	LC 部	W ランプ	228-73309	1
8	LC 部	SUS パイプ ID0.1 x600 OUT	228-53184-91	1
9	LC 部	ニードルシール	228-64364-42	1
10	LC 部	吸気フィルタ	228-54509-02	1
11	LC 部	真空チューブフィルタ	228-54656	1
12	MS 部	キャピラリ ASSY	225-14948-91	1
13	MS 部	O リング 4D-S8	036-19004-05	1
14	MS 部	PEEK チューブ 1.6φ x 0.13φ 3000mm	228-33833-91	1
15	MS 部	PEEK フリット	228-48607-91	1
16	MS 部	DL ASSY 3	225-15718-43	1
17	MS 部	ESI 確認用試料	225-06613-14	1
18	MS 部	TQ 用標準サンプル	225-14122-01	1

仕様書

1. 件 名 令和6年度廃プラスチックのケミカルリサイクルと廃棄物の焼却・
カーボンリサイクルの比較検討業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月10日

3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4. 目的

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、カーボンリサイクルのための CCU (Carbon Capture and Utilization) 技術が注目されている。リサイクルが困難な低品位な廃棄物は、衛生的処理の観点や埋立廃棄物削減の観点から、今後も一定量の焼却処理が続くと考えられるが、それらの焼却時に発生する CO₂ を資源として回収することや、熱分解やガス化するなどして合成ガスを生成して、CCU 技術にてメタノールやエタノール等の基礎化学品を製造して利用することは、素材の生産・廃棄をカーボンニュートラル化する上で重要な役割を果たす。さらに、廃棄物焼却熱や CCU 技術の反応工程からの排熱を素材製造の工程等に有効利用することで、プラスチックの廃棄物（廃プラ）のケミカルリサイクルに対して遜色のない効率で、カーボンリサイクルを実現できることも期待される。

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、このような観点を踏まえた上で、化学工場等に隣接する廃棄物焼却施設で低品位廃棄物を焼却し、発生する熱を化学プロセスで利用し、CO₂ を化学品製造の炭素源として有効利用することにより、カーボンリサイクルを高いエネルギー効率と経済性で実施する仕組み（以下、ライフサイクルカーボンニュートラル：LCCN）を検討してきた。本年度は、ケミカルリサイクルの反応条件のケースを増やして検討を行い、LCCN のエネルギー効率の相対的な位置づけを明らかにすることを目的とする。

5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 混合廃棄物の LCCN（焼却・蒸気供給・CCU）と混合廃棄物のケミカルリサイクルの比較

令和5年度に検討を実施した、化学コンビナートに焼却施設が隣接する状況を想定し、低品位な混合廃棄物の焼却熱によるプロセスへの熱供給と CCU 技術の組み合わせによって、メタノールを経て化学品を製造するシナリオ（当該シナリオは別紙入力条件を参照して作成すること。以下「LCCN シナリオ」という。）を対照ケースとし、これと同等の廃棄物の入力条件で、混合廃棄物の熱分解及び水蒸気改質によりメタノールを製造するケース（混合廃棄物 CR シナリオ）とを比較する。具体的には、シナリオの間の比較評価を、エネルギー消

費及びCO₂排出量の観点から実施する。比較に際しては、シナリオ間で廃棄物投入、供給蒸気量やメタノール生産量等の機能単位を極力一致させて、公平な比較となるように配慮する。また、カーボンニュートラル化が実現されることを想定するため、化学品の製造に必要なエネルギー等は、一般的な化学コンビナート等における熱利用の状況の現状を踏まえた上で、水素又は廃棄物の焼却熱で供給されることを前提とする。

(2)LCCN と廃プラスチックのケミカルリサイクルの比較

LCCN シナリオに対して、選別された廃プラスチック（PET ボトル以外の容器包装プラスチックまたはそれと同等の廃プラスチック混合物を想定）のガス化によってメタノールを製造するケース（廃プラ CR ガス化シナリオ）とを比較する。ケース間で対象となる廃棄物に差異が生じるが、投入する廃棄物の低位発熱量が同等になるように、投入量を調整する。(1)の検討と同じように公平な条件において、エネルギー消費及びCO₂排出量の観点から比較を実施する。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

業務結果報告書を収録した電子ファイル 一式

7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付け

に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも同様の制限を課して契約すること。

9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協議事項

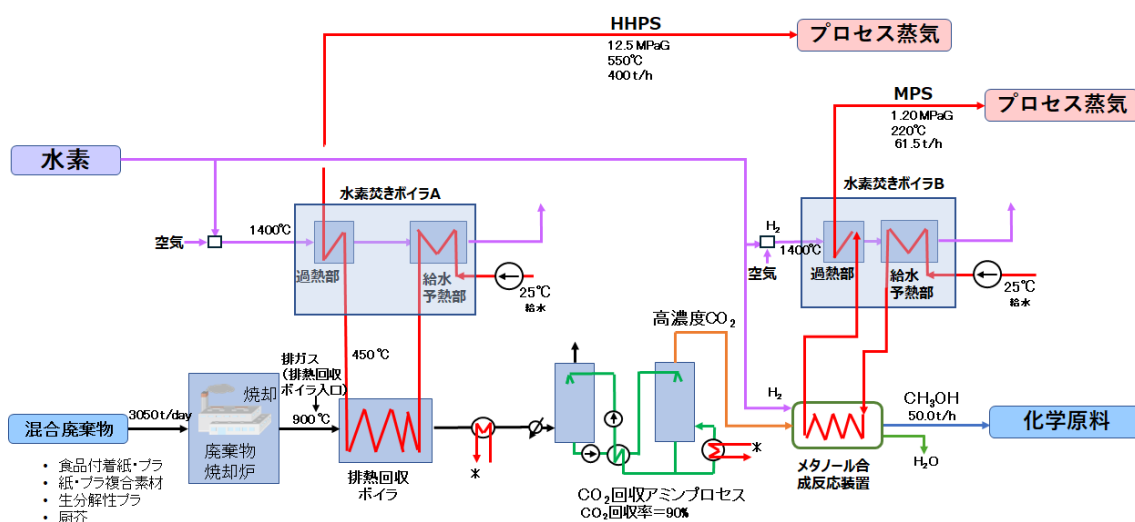
本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書別紙 LCCN シナリオの入力条件

- 低品位な混合廃棄物を焼却炉で燃焼し、排ガス中 CO_2 をアミノプロセスで回収し、メタノール合成装置へ送る
- 混合廃棄物の組成は C:25.94%、H:3.58%、O:15.49%、S:0.03%、N:0.80%、Cl:0.36%（残りは水分）
- 燃焼ガス組は CO_2 :10.18%、 O_2 :4.85%、 N_2 :63.96%、 H_2O :21.00%、 SO_2 :44.14ppm、 HCl :477ppm
- 燃焼炉出口排ガス温度：900℃
- CO_2 分離回収技術の CO_2 回収エネルギーは、アミノプロセスのリボイラー条件として、1GJ/t- CO_2 を用いる。
- アミノプロセスでの CO_2 回収率：90%
- 廃棄物燃焼時発熱量：8.9MJ/kg、発生温度：900℃
- メタノール合成時発熱量：1.55MJ/kg、発生温度：200～250℃
- 廃棄物焼却処理施設から蒸気受け入れ工場へ超高压蒸気（400t/h、12.5MPaG・550℃）、中压蒸気（61.5t/h、1.2MPaG・220℃）を送り、工場のボイラ負荷などを代替することを想定する。
- 排熱回収ボイラからの高压蒸気（450℃）を水素ボイラ A（過熱部と給水予熱部で構成）で過熱し、超高压蒸気とする。
- 排熱回収ボイラは、水素ボイラの給水予熱部からの給水を受け取る。
- 中压蒸気（61.5t/h、1.20MPaG・220℃）は、メタノール合成装置の排熱及び水素ボイラ B で製造する。
- 廃プラや混合廃棄物（一般ごみ）の処理での製造蒸気量が所定値を不足する場合は、水素焚きボイラでカバーする。
- 水素ボイラ A、B での水素と空気の空燃比は 1.0 とする。



仕 様 書

1 件 名 令和6年度二酸化窒素の衛星観測データ収集・処理、及び排出インベントリとの複合評価作業

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人 国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、GOSAT シリーズの3号機となる、温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)に関する研究開発の一環として、温室効果ガス及び窒素酸化物等の衛星観測データと化学輸送モデル、船舶及び航空機観測との統合解析による排出量推計の精緻化や衛星データ検証の高度化を進めている。本業務では、これらの研究開発を支援するため、二酸化窒素(N₂O)について、複数の衛星や排出インベントリデータを収集・処理し、衛星観測から窒素酸化物(N_xO)の排出量を導出するに当たり技術的検討を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

(1) 計画・準備

請負者は、契約締結後10営業日以内にNIES 担当者と打ち合わせすること。その後も必要に応じてNIES 担当者との打合せのもと、本業務の遂行計画を作成し準備を行うこと。本業務の実施計画書を作成し、リモート会議による打合せの機会を設けてNIES 担当者に説明すること。実施計画書では、下記(7)の進捗報告について、業務期間中に行う全ての日程を仮設定すること。

(2) 衛星データの収集

米国の大気汚染観測衛星「TEMPO」のN₂O データ(レベル3データ)について、公開データベースで収集可能な期間分を収集する。データの質(データの種類やバージョン、バイアス補正の有無やクオリティチェック・フラグの閾値等)は、都度、NIES 担当者と打ち合わせること。

(3) 衛星データの空間分布の可視化

(2)の生データから、緯度経度ともに0.1度のグリッドデータを作成する。対象とする地域は、TEMPO 観測域(北米大陸)にあるGOSAT-GW で対象にする大都市、発電所や工場地帯周辺とする。具体的には、GOSAT-GW におけるミッション要求書で対象とされているC40の大都市(<https://www.c40.org/cities/>)とする。

その後、月別カラム平均濃度・カラム量を、緯度1度×経度1度程度の地図範囲に作図する。なお、複数の都市が1度×1度の地図範囲に収まる場合は、まとめた作図が良いが、その旨を明示すること。

(4) 各都市における観測条件の解析

地形・晴天率・地表面反射率データを用いた観測条件の解析を行う。対象とする地域は、C40の大都市及び日本の代表的な工業地帯とする。また、C40にデリー、ムンバイ、ダッカ、ソウル、マニラ、クアラルンプール、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ、北京、上海、香港、台北、パキスタン、バンコク、ウランバートル、リヤドが含まれていない場合は、対象に含めること。

(3)と同様、緯度1度×経度1度程度の地図範囲に作図する。晴天率については、GOSAT-GW の観測時間帯にできるだけ近い時間帯のデータから月単位で算出すること。

(5) 排出インベントリデータの空間分布の可視化

(4)で解析対象とした都市の中から20都市程度を選定し、EDGAR N_xO インベントリのセクター別排出データについて、(3)と同様に緯度1度×経度1度程度の地図範囲に作図する。都市の選定については、NIES 担当者と打ち合わせること。

(6) 排出インベントリデータと衛星データの時系列解析

(5)で選定した都市を対象に、EDGAR NOx インベントリのセクター別排出データ及び衛星観測 NO2 データを用いた時系列解析を行う。

(7)進捗報告

期間中、適宜、作業の進捗を報告すること。なお、リモート形式で差し支えない。進捗報告で使用するパワーポイントファイルは事前に共有し、報告では議事メモを作成して終了後速やかに共有すること。

(8)報告書及び資料の作成

上記(1)から(6)の結果を取りまとめて、報告書及び資料の作成を行う。

報告書は、MS Word 形式及び PDF 形式で作成のこと。図は、画像ファイルに加え、別途、一覧としてパワーポイントのスライド形式でまとめること。また、NIES 担当者と協議の上、eps または ps 形式でも図を提供するよう努めること。収集したデータ、作図や解析に使用したデータは、数値データとして整理の上、提供すること。結果を外国の研究機関と共有すること及び国際会議において発表することを踏まえ、図表中(タイトル、ラベルなど)及びキャプションで用いられる言語は、全て英語で良い。もしくは、日本語で作成する場合は、別途英語のものも作成すること。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務が履行可能な以下の体制を整えること。

なお、参考論文や技術資料は必要に応じて NIES が提供する。

- (1)請負者は、温室効果ガスの衛星観測データの知見や処理の経験を5年以上有する者を担当者として配置させること。
- (2)契約の主要部分に対する再委託は認めない。また、再委託をする場合はその範囲を実施計画書に明記し、事前に NIES の承認を得ること。
- (3)衛星データの検証について、5年以上の実施経験がある作業員を配置させること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 作業結果報告書(打合せ時に作成した議事メモがあれば含むこと) 2部
- (2) (1)の作業結果報告書の電子ファイル(PDF 及び MS Word)、解析で収集及び作成した数値データ、画像データ(eps または ps 形式も含む)とその一覧(パワーポイント)、進捗報告で使用したパワーポイントファイル、を収録した電子媒体(DVD-R 等) 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

13 便宜供与

本業務実施に当たり、必要となる計算機使用に必要なユーザ ID 等施設利用のための便宜は、諸手続を踏まえて NIES が与える。

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度野生動物の遺伝資源凍結保存作業に関する派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」において、国内外より受け入れた野生動物の遺伝資源（培養細胞、組織、血液等）の凍結保存作業をすでに勤務している職員および契約職員の指示のもと行う。また、それに付随して行う細胞培養、検疫作業等を担当する。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

生物多様性領域 生物多様性資源保全研究推進室

電話番号 029-850-2498

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

生物多様性資源保全研究推進室(生物多様性資源保全研究推進室長)

6. 契約期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
9:00～16:30（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間30分

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円(税込)を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域

生物多様性資源保全研究推進室室長

大沼 学

029-850-2498

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域

生物多様性資源保全研究推進室 主幹研究員

氏 名	田辺 雄彦
電話番号	0 2 9 - 8 5 0 - 2 1 6 3

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和6年度野生動物の遺伝資源凍結保存作業に関する派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の研究課題、環境研究の基盤整備「希少な野生動物を対象とする遺伝資源保存」に関連して国内外より受け入れた野生動物試料を遺伝資源として凍結保存する。

3. 業務内容

環境試料タイムカプセル棟及び野生動物検疫施設において以下の業務を行う。

- （１）当該施設における事務支援(荷物受け取り、発送、発注等)
- （２）野生動物試料のデータ管理(個人情報登録、試料登録、検査結果登録等)
- （３）培養細胞の維持、管理
- （４）野生動物試料の感染症・寄生虫検査
- （５）野生動物試料の凍結保存
- （６）動物由来の体液に汚染された器具の洗浄

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

（１）学歴等

理系大学卒。

（２）技術的能力

- ①分子生物学実験の経験年数が最低3年以上あること。
- ②動物細胞の培養、継代、凍結作業を実施した経験があること。
- ③無菌操作、滅菌作業等に関し、自立して作業に取り組むことができること。
- ④電子メール、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を円滑に活用できるスキルを有すること。

（３）語学及び学術的能力

- ①情報セキュリティに関する基礎知識を習得し、個人情報・機密事項（データ・紙媒体）等の取り扱い方を身につけていること。
- ②海外試料を受け入れる可能性があるため、英語の運用能力（実用英語技能検定2級以上、TOEIC600点以上等）があること。
- ③業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度野生動物の遺伝資源凍結保存作業に関する派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—	0.00	—	—	0.00	—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
生物多様性領域
生物多様性資源保全研究推進室
大沼 学

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所 属					氏 名						
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航 空	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行	計	路 程	運 賃		路 程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張 用 務									旅 費 計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計						
									合 計		円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
生物多様性領域
生物多様性資源保全研究推進室
大沼 学